

提 供 日 2026/08/07
タイトル 令和8年熊本地震の発生を受けたLPガス供給設備等の緊急安全確認等を実施します
担 当 危機管理部 消防保安課
連 絡 先 産業保安班
TEL 054-221-2076



令和8年熊本地震の発生を受けた LPガス供給設備等の緊急安全確認等を実施します

令和8年熊本地震により、熊本県内の商業施設において、LPガスに起因する可能性の高い大規模な爆発事故が発生しました。

このことを受け、県は一般社団法人静岡県LPガス協会と連携して、LPガス販売事業者に対し、緊急安全確認等の実施を依頼します。

1 特定供給設備を有するLPガス販売事業者に対する緊急安全確認

LPガス供給設備による重大な事故の未然防止の観点から、県内の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による特定供給設備※を有する販売事業者に対し、次の4点について確認を依頼し、報告を求めます。

- ✓緊急遮断装置等の安全機器の設置状況及び作動確認
- ✓供給設備の外観確認(腐食、損傷、変形その他の異常の有無)
- ✓供給配管等の漏えい検査等の実施
- ✓緊急連絡先の表示状況の確認

2 1の事業者以外のLPガス販売事業者に対する安全確認等

- ・特定供給設備以外のLPガス設備を有する販売事業者に対しても、安全確認等の実施を依頼します。
- ・また、LPガス販売事業者を通じて、一般消費者等に対し、地震発生後におけるガス設備の安全確認方法等の周知を依頼します。
- ・県においても、SNS等を通じ、県民に対してガス設備の安全確認方法等の注意喚起を行います。

※ 特定供給設備とは

液化石油ガスの供給のための設備及びその付帯設備で、次のいずれかに該当するもの

- ・貯蔵能力が3,000キログラム以上の容器(移動可能であるもの)
- ・貯蔵能力が1,000キログラム以上の貯蔵(地面等の固定しているもの)